○国土交通省告示第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）の一部を次のように改正する。

１の１―１の⑴中「に限る。以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。」を「（以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、同条第２号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＪＣ08モード燃費値」という。）を別添の換算式により変換したものをいう。）をいう。」に改め、「及び⑶」を削る。

１の１―１の⑴の表の備考中「第１条第４号」を「第１条第６号」に改める。

１の１―１の⑶中「ＬＰガス乗用自動車のエネルギー消費効率」の下に「（省令第１条の表第１号に規定する数値（10・15モード燃費値に限る。）をいう。）」を加える。

１の１―１の⑷中「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第１条第２号に掲げる方法により算定したものに限る。以下「ＪＣ08モード燃費値」という。」を「ＪＣ08モード燃費値に限る。」に改める。

２の２―２の⑷の表を次のように改める。

自動車の種類	燃費値
１　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車又は小型バス	ＪＣ08モード燃費値（ただし、ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、10・15モード燃費値）
２　路線バス又は一般バス	重量車モード燃費値

附則の次に次の別添を加える。

別添

１の１－１の⑴に定める換算式は以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$	：換算後の10・15モード燃費値	km／l
Fe_{JC08}	：ＪＣ08モード燃費実測値	km／l
IW_0	：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添42に規定するＪＣ08モード試験法における等価慣性重量	kg
ΔIW	：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改定前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW_0を引いた値	kg
A及びB	：以下の表に定める定数	

自動車の種別		変速装置の方式	定数A	定数B
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）		手動式	1.078	0.241
		手動式以外のもの		0.352
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、軽自動車以外のもの	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42に規定する電気式ハイブリッド自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）以外のもの	手動式	1.078	0.234
		手動式以外のもの		0.288
	電気式ハイブリッド自動車	手動式	1.149	0.234
		手動式以外のもの		0.288

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）の一部を次のように改正する。

１の１―１の⑴中「に限る。以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。」を「（以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、同条第２号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＪＣ08モード燃費値」という。）を別添の換算式により変換したものをいう。）をいう。」に改める。

１の１―１の⑴の表の備考の１中「第１条第４号」を「第１条第６号」に改める。

１の１―１の⑶中「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第１条第２号に掲げる方法により算定したものに限る。以下「ＪＣ08モード燃費値」という。」を「ＪＣ08モード燃費値に限る。」に改める。

２の２―２の⑷の表を次のように改める。

自動車の種類	燃費値
１　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値（ただし、ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、10・15モード燃費値）
２　トラック等又はトラクタ	重量車モード燃費値

附則の次に次の別添を加える。

別添

１の１－１の⑴に定める換算式は以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$	：換算後の10・15モード燃費値	km／l
Fe_{JC08}	：ＪＣ08モード燃費実測値	km／l